

全ての障がい者が公共交通機関の運賃割引の適用対象となるよう  
具体的な対策を求める意見書

「障害者基本法」では、障がい者の自立及び社会参加の支援に向けた基本原則を定めており、全ての障がい者が社会活動に参加する機会が確保されることによる共生社会の実現がうたわれている。

また、「障害者の権利に関する条約」の批准や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行などにより、障がい者の社会参加の促進による共生社会の実現に向けた機運が一層高まっているところである。

このように、障がい者が自立し、社会に積極的に参加していくためには、公共交通機関をはじめとする移動手段の確保が必要不可欠であり、各種公共交通機関においては、障がい者の経済的負担の軽減に資する運賃割引制度を設けているところであるが、その多くは、身体障がい者及び知的障がい者を対象とするものであり、精神障がい者を対象とするものは極めて少なくなっている。

平成24年に「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款」が改正され、精神障がい者の運賃割引に関する規定が整備されたにもかかわらず、障がい種別により大きな格差が生じているのが現状である。

よって、政府においては、全ての障がい者が平等に運賃割引の適用対象となるように、具体的な対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）3月30日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、国土交通大臣

（提出者）民進党市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員